

第三者機関による環境アクションレポートの審査

環境アクションレポートの記載内容の信頼性を高めるため、2002年から株式会社トーマツ環境品質研究所による第三者審査を、本店環境部に加え、事業所においても受審しています。

審査状況



本店



玄海原子力発電所



相浦発電所



長崎支店

審査状況報告

2007九州電力環境アクションレポートの審査状況報告

平成19年6月15日

株式会社トーマツ環境品質研究所は、九州電力株式会社の「2007九州電力環境アクションレポート」(以下「報告書」という)に記載されている重要な環境情報の正確性及び重要な事項の網羅性について、第三者審査を実施しました。この審査の過程において気付いた事項を「第三者審査報告書」とは別に、以下のとおり報告します。なお、下記の記載事項の()書きは、報告書の参照ページです。

(1) ハイライトについて

今年度は、ハイライトの次にステークホルダーごとに関心のある項目として「CO₂排出抑制対策」、「エコ・マザー活動」、「生物多様性の保全」を特集(P.09～14参照)し、報告書の利便性を高める工夫がなされています。

(2) 環境会計における期間帰属について

環境会計の環境コストの計上において、事業所往査の段階で年度末の3月に検収予定であった装置が翌年度の5月に検収されていましたが、環境会計上では、当期の環境保全コストとして計上されていました。報告書上では修正済みであります。財務会計と同様、実績に基づく検収基準によって計上されるように徹底される必要があります。

(3) 環境会計マニュアルについて

当期は、環境活動コストの計上区分が変更されていますが、本店往査時において使用されている環境会計マニュアルが上記の変更を織り込んだ最新版に更新されていませんでした。本店の担当者段階では、上記事実を認識しているため、報告書の表示は変更された計上区分に適切に表示されていますが、マニュアル改訂は、タイムリーに行なわれることが望ましく、2006年度の環境会計集計プロセスで変更された内容についても速やかに実施する必要がありますと考えます。

(4) 環境マネジメントシステムについて

環境マネジメントシステムについては、事業所単位で構築・運用されていますが(P.17参照)、九州電力全体としての環境影響、環境負荷低減の更なる推進のためには、全社目標との包括的な管理や更なるシステムの改善に取り組まれていくことが望まれます。

以上

環境アクションレポートに対する第三者意見書

第三者審査報告書

平成19年6月15日

九州電力 株式会社
代表取締役社長 松尾 新吾 殿

株式会社 トーマツ環境品質研究所

代表取締役

復 光



代表取締役

佐藤 為昭



1. 審査の対象及び目的

当環境品質研究所は、九州電力株式会社(以下「会社」という)が作成した「2007 九州電力環境アクションレポート」(以下「報告書」という)について審査を実施した。審査の目的は、報告書に記載されている検証マークの付された重要な環境情報が、「環境報告書ガイドライン 2003 年度版」(環境省)及び「環境報告ガイドライン 2007 年度版(案)中間報告」(環境省)を参考にし、会社が採用した算出方法等に従って、正確に測定、算出され、かつ、重要な事項が漏れなく表示されているかについて、独立の立場から結論を表明することにある。

2. 経営者及び報告書の審査を行う者の責任

報告書の作成責任は会社の経営者にあり、当環境品質研究所の責任は、独立の立場から報告書に対する結論を表明することにある。

3. 実施した審査の概要

当環境品質研究所は、当該審査の結論表明にあたって限定的な保証を与えるために十分に有意な水準の基礎を得るため、「国際保証業務基準(International Standard on Assurance Engagements) 3000」(2003年12月 国際会計士連盟)、「環境報告書審査基準案」(平成16年3月 環境省)、「環境情報審査実務指針」(2006年1月 日本環境情報審査協会)を参考にして審査を行った。

審査手続の概要は、掲載されている検証マークの付された重要な環境情報について、サンプリングにより集計表とその基礎資料との照合、作成責任者及び担当者に対する質問、関連する議事録・規程・ISO 関連資料等の閲覧及び照合、事業所視察、その他根拠資料となる内部資料及び外部資料で利用可能なデータと比較し検討した。

4. 結論

「3. 実施した審査の概要」に記載した審査手続を実施した限りにおいて、報告書に記載されている検証マークの付された重要な環境情報が、「環境報告書ガイドライン 2003 年度版」(環境省)及び「環境報告ガイドライン 2007 年度版(案)中間報告」(環境省)を参考にし、会社が採用した算出方法等に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項、及び重要な事項が漏れなく表示されていないと認められるような事項は発見されなかった。

5. 特定の利害関係

会社と当環境品質研究所又は審査人との間には、わが国の公認会計士法の規定に準じた記載すべき利害関係はない。

以上